

第 5592 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース (2016年)平成28年 11月 15日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyou.com>

⇨ 相続税の申告書の被相続人の個人番号

Q : 相続税の申告書における被相続人の個人番号の取扱いが変更になったそうですが、どのようになったのですか？

A : 平成28年10月以後に提出する申告書からは、被相続人の個人番号の記載が不要となりました。

【解説】

マイナンバー制度が導入され、平成28年1月1日以降に相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます)により取得する財産に係る相続税の申告書(相続税申告書)には、被相続人の個人番号を記載しなければならないこととされていました。

しかし、相続人である納税者等の方から、「故人から相続開始後に個人番号の提供を受けることはできないため、相続税申告書に被相続人の個人番号を記載することが困難である。」「相続開始前において、相続税の申告のために、あらかじめ個人番号の提供を受けておくことは、親族間であっても抵抗がある。」といった意見があったことから、関係省庁と協議・検討が行われ、相続税申告書への被相続人の個人番号の記載を不要とすることとなりました。

この取扱いは、平成28年10月以降に提出する相続税申告書からとなります。

被相続人の個人番号欄がある相続税申告書の様式を使用する場合には、同欄に記載せず、空欄で提出し、すでに税務署に提出している相続税申告書については、被相続人の個人番号をマスキングすることとしています。

